

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

競争力強化及び企業価値増大の観点から、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実を重要課題としております。平成27年6月24日開催の第41期定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営の監督とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに透明性及び機動性の高い経営に向けて努力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率が増加した際に、株主や投資家の皆さまのご意見を参考にしつつ、事務手続きやコスト等を勘案し、検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供の推進】

現在、当社の株主に海外投資家等がないため、英語での情報開示・提供は行っておりません。これにつきましては、今後、海外投資家等の株式保有比率が増加した際に、株主や投資家の皆さまのご意見を参考にしつつ、事務手続きやコスト等を勘案し検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画】

当社は、中期経営計画は策定しておりませんが、中長期的な視点で経営をおこなえるよう経営方針を策定し社内でも共有しております。また、単年度計画については、その計画達成に向けて最大限努めるとともに、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っております。毎期末には計画の分析を行い、次年度の計画に反映しております。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】及び【補充原則4 - 10 - 1】

当社では、取締役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会において、候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案のうえ決定しております。また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社外取締役の助言を受け、取締役会において十分審議し決定されております。

以上の理由により、社外取締役は取締役会の過半数には達しておらず、任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、指名・報酬などの検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性についての分析・評価並びにその開示につきましては、導入しておりませんが、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

1 政策保有に関する方針

当社は、上場株式を保有または保有を継続するにあたり、中長期的視点に立ち、取引先との関係や配当金収入等の観点から総合的に検討して保有しております。

なお、保有意義がないと判断される株式については、当社の業況、株価の動向等を勘案し売却を検討しております。

2 保有適否の検証

毎年、取締役会において、個別の政策保有株式の保有意義の確認・検証を行ってまいります。

3 議決権行使の基準

議決権の行使につきましては、短期的又は画一的に判断するのではなく、取引先にとって中長期的に企業価値向上になるよう議案を吟味検討して実施しております。

なお、当社の企業価値を損なう可能性があるかと判断される議案については、特に慎重に検討しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役が競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認が必要とする旨を取締役会規程に定めております。また、取引の有無を把握するため、取締役は毎年度末に関連当事者取引確認書を提出しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておらず、従業員並びに財政状態への影響はございません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、以下の通り、情報開示に努めております。

(1) 当社ホームページ、決算短信、有価証券報告書等にて開示しております。

(2) 当社は、「流通システムプランナーとして経営の合理化・戦略化に資するシステムを提供し、お客様の繁栄に貢献する」を経営理念としております。また、迅速かつ的確な意思決定をおこない、公正で効率的な経営を実現するためにコーポレートガバナンスは必要であると考えており、今後も企業価値向上に向けて努めてまいります。

(3)株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役については、代表取締役が各取締役の職責、成果に応じて評価し、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役は監査等委員会にて決定しております。

(4)社内取締役候補者及び経営陣幹部の選任に当たっては、経験、能力、識見等を総合的に判断し、当社の経営理念と目標の達成に邁進できる人物を選定し取締役会にて審議し決定しております。

監査等委員である取締役候補者の選任に当たっては、経験・識見を総合的に判断し、人格に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物または専門分野における豊富な経験を有する人物を選定しております。

社外取締役候補者の選任に当たっては、人格・識見に優れ、独立した立場で取締役会での助言・監督を行うことができるとともに、それぞれの専門分野での経験が豊富な人物を選定しております。

なお、取締役の職務の執行に関する懈怠、法令・定款に違反する重大な事実の疑義がある場合や、健康上の理由から職務継続が困難となった場合は、当該取締役の解任に関する株主総会議案の内容並びに代表取締役及び業務執行取締役としての地位の解任について、取締役会で審議のうえ決定します。

(5)取締役候補者の各候補者における経歴等について株主総会参考書類に記載し、社外取締役候補者については、その選任理由を、株主総会参考書類に記載しております。取締役の解任については、その解任理由を株主総会参考書類に記載いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の判断・決定事項】

当社は、監査等委員会設置会社に移行しており、取締役会では、法令及び定款の定めるところに従って、経営上の最高意思決定機関として「取締役会規程」に定めた重要事項の決議を行っております。また、監査等委員会は、取締役会の監督機能として適法性及び妥当性の監査・監督を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に当たって、名古屋証券取引所の独立役員の確保に関する規定等における独立性に関する判断基準を参考に、専門分野における豊富な経験をもとに当社の経営に助言し、かつ取締役会の監査・監督を行うことができる者を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模】

当社の取締役会の構成については、会社経営の最高意思決定機関として、知識、経験、能力のみならず多様な視点を持つメンバーで構成されることが必要であると考えております。また、現在当社の取締役会の構成は、営業部門、システム部門、管理部門それぞれに知識、経験を有するメンバーでバランス良く構成されるように考慮し、社外取締役にしても会社経営経験者や管理部門の責任者経験を有するメンバーで構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役の他社役員兼任状況】

社外取締役の他社での兼任状況は、招集通知や有価証券報告書等を通じ、重要な兼職の状況として毎年開示を行っております。

なお、当該兼任状況は、合理的範囲内と考えております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング方針】

当社は、社外から選出された新任役員に対しては当社の概要及び運営体制等の説明を行っております。また、社内から選任された新任役員については、役員としての必要な知識の習得を行うため、必要に応じ当社費用にて外部セミナー等を活用することとしております。そのほか、各取締役がそれぞれ、会社経営を行うにあたり必要な知識を習得するためのセミナー等を選定し、受講しており、その費用は会社が負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、管理部をIR担当部門としており、株主との対話については管理部が窓口となり、合理的な範囲で対応するものとしております。株主との対話の中で企業価値向上に資するようなご意見については、適切な対応が行える部署等にフィードバックし、前向きに検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
梅田 渉	54,800	16.18
テスク従業員持株会	47,014	13.88
梅田 源	39,300	11.60
株式会社トーカン	23,300	6.88
JBCCホールディングス株式会社	15,000	4.43
株式会社名古屋銀行	14,000	4.13
株式会社シーアイエス	8,000	2.36
兵藤 光沖	6,991	2.06
山田 正明	6,129	1.81
吉岡 孝徳	5,800	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横山 真次	他の会社の出身者													
神谷 亨	他の会社の出身者													
後藤 雅彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 真次			2008年6月まで、当社取引銀行である株式会社名古屋銀行において執行役員に就任しておりました。また、その後2012年6月まで、株式会社ナイスにて社長に就任しておりました。当社は株式会社ナイスとの間で、一部業務の受・委託をおこなっております。	株式会社名古屋銀行並びに株式会社ナイスとの取引の規模、内容等に照らし、意思決定に対して影響を与えるような取引関係はないため、独立性は高く、一般株主に対しても利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
神谷 亨			現在、当社の取引先である株式会社トーカンの取締役専務執行役員に就任しております。	神谷亨氏は、管理部門での豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役に選任しております。

後藤 雅彦				後藤雅彦氏は、経営者としての幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役を選任しております。
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施するため、特に監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、適宜情報・意見交換を行い、相互の連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、各取締役の職責、成果に応じて評価・決定しており、インセンティブの導入は予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等において、当該事業年度における取締役を支払った報酬の合計金額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員を含む。)をサポートする専属のものはありませんが管理部が適宜必要なサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
梅田 渉	相談役	・経営全般に関する助言・相談対応 ・業界団体など事業に関連する活動の実施 (当社の経営には非関与)	勤務形態:非常勤 報酬:有	2015/06/24	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監査等委員会設置会社として、監査等委員でない取締役4名と監査等委員である取締役3名を選任しております。監査等委員である取締役は全て社外取締役であります。

(1)取締役会について

取締役会は、定時取締役会を開催するほか、重要案件発生時には随時臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定しております。

(2)監査等委員会について

監査等委員会を構成する監査等委員は、当社の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど、監査等委員以外の取締役の業務執行について適法性及び妥当性監査を行う体制をとっております。

(3)会計監査人について

会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任しており、会計監査、内部統制監査及び適時適切な指導を受けております。

(4)内部監査について

内部監査については、内部監査室を設置し、四半期毎の業務監査及び内部統制監査等の監査を行っており、その結果は、社長、監査等委員会及び管理部に報告しております。

(5)リスク管理体制の整備について

内部監査室の監査により、内部牽制機能の有効性や社内規則の遵守状況等により、リスクの極小化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社として、監査等委員会を設置することにより、監査等委員でない取締役の業務執行に対する監視機能が客観的・中立的に行われることが十分に確保できると考えて現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2019年6月開催の定時株主総会につきましては、集中日を回避した6月21日(金)に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示資料を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、コンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。
- (2) コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重要なりスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。
- (2) 内部監査室は各部門の監査を定期的に行い、規程等の順守状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて業務補助者を置くこととする。
- (2) 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査等委員に事前の同意を得るものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会から職務を補助すべき者として配置された使用人等は監査等委員会から指示を受けた業務を執行することとし、取締役はそれに基づく当該使用人等の職務の執行を妨げない。

7. 監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度である「コンプライアンスガイドライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査等委員及び内部監査室のスタッフが連携し、通報者に不利益が生じないことを確保する。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会及び監査等委員は、その職務の執行に必要な費用を会社に対して請求することができる。

9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じてヒアリングや意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、会計監査人とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たずいかなる取引も行わない。また、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

